

## 共同事業「ふれあい健康事業推進協議会」実施の 介護・健康教室利用補助規程

フジクラ健康保険組合（以下「組合」という。）が、健康増進、疾病対策や介護予防、在宅介護の安定化に向けた保健事業の一環として、ふれあい健康事業推進協議会に加盟する健保組合との共同で、全国各地で実施する健康や介護をテーマとした各種教室を利用するときの補助は、この規程の定めるところによる。

### 1. 利用方法

利用希望者は健保 HP 上に掲載する介護・健康各教室開催日の 15 日前までに別紙参加申込書に必要事項を記入し、組合事務局または各事業所総務課へ申し込む。

参考 平成 20 年度の介護・健康教室開催スケジュールの案内

ふれあい健康事業推進協議会 HP アドレス：<http://www.fureai-k.com>

### 2. 利用者の範囲及び利用補助

利用者の範囲		組合補助額	利用者負担額
本人・家族	一般被保険者 任意継続被保険者 被扶養者	受講料 - 2,000 円 + 昼食代 (2,000 円相当)	受講料 2,000 円 + 会場までの交通費

### 3. 利用回数

利用回数は介護教室及び健康教室併せて概ね年 3 回までとする。

### 4. 附 則

この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

以上